

## 平成 22 年度第 1 回奈良県文化財保護審議会開催の案内

- 1 日時：平成 22 年 12 月 20 日（月）  
午後 1 時 30 分開会、終了予定時刻は午後 4 時を予定
- 2 場所：地方職員共済組合「猿沢荘」3 階会議室「わかくさ」  
奈良市池之町 3 （猿沢池から南へ徒歩約 2 分）
- 3 議題：平成 22 年度奈良県指定文化財の指定諮問について
- 4 公開・非公開の別  
（公開部分：審議会開会挨拶等冒頭部分 10 分程度）  
（非公開部分：県指定文化財候補の個別物件の審議にかかる議題）
- 5 傍聴手続  
（1）定員 5 名  
（2）受付  
傍聴希望者は、12 月 15 日（水）昼 12 時までに、別紙傍聴申込書に記入のうえ、FAX  
または E メールでお申し込み下さい。  
Eメールの場合は、メール件名に、「審議会傍聴」と明記して、本文に、①氏名  
②住所 ③連絡先電話（緊急連絡時のため）を記入して送信して下さい。  
6 名以上の申し込みがあった場合は、抽選により決定させていただきます。  
結果は 17 日（金）17 時までに、F A X または E メールでお知らせします。  
F A X 番号：0742 - 27 - 5386  
E メールアドレス：[bunkaz@office.pref.nara.lg.jp](mailto:bunkaz@office.pref.nara.lg.jp)  
(エルジー)
- （3）注意事項  
傍聴に当たっては、「奈良県教育委員会会議傍聴規則」の第 3 条及び第 6 条に記載  
された内容を守っていただくことになります。
- 6 問い合わせ先  
奈良県教育委員会事務局文化財保存課総務係 電話 0 7 4 2 - 2 7 - 9 8 6 4

### <参考>

#### 奈良県教育委員会会議傍聴規則（抜粋）

- 第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
- 一 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
  - 二 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
  - 三 鉢巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
  - 四 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者
  - 五 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
  - 六 酒気を帯びていると認められる者
  - 七 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者
- 第六条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
- 一 みだりに席を離れないこと。
  - 二 飲食及び喫煙をしないこと。
  - 三 議事に対して批評を加え、又は可否を表わさないこと。
  - 四 私語、談話又は拍手等をしないこと。
  - 五 携帯電話機及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
  - 六 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

